

相続を話題にした声かけはこうして行う

声かけ①~⑤：
税理士法人高野総合会計事務所／
高野総合コンサルティング株式会社・税理士 梶原章弘
声かけ⑥~⑧：
税理士事務所SBL所長・税理士 八木正宣

ここでは、相続に関する声かけと、そこからどんな情報を提供するのかが解説します。

なぜ相続対策が重要なのか
ご存じですか

〔相続対策の重要性〕

平 成27年1月1日以後の相続より、相続税の基礎控除は大幅に縮小され、課税対象者が拡大しました。これまで相続対策という資産家が抱える悩みであり自分には無縁だと考えていた人も、他人事では済まされなくなっています。

しかし、依然として相続対策の重要性を認識していない人が多いのも実情です。円滑な相続のためにはできるだけ早く相続対策を始めることが重要になります。金融機関の担当者としては、お客様に相続対策の重要性を知ってもらってから説明を始めるとういでしょう。

以下では、相続対策の重要性を相続の最も大きな課題である「争族」「相続税」という2つの観点から説明します。

遺族の紛争は少なくない



声かけ①

①争族 「争族」とは、相続の際に遺産分割をめぐって遺族が争うことをいいます。争族は遺産が多い遺族の間で起こると思われがちですが、遺産金額の多寡に関係なく起きています。

お客様の中には、「いま家族の仲は良いため、相続でトラブルは起きない」と考えている人もいるかもしれません。しかし、本人の死後、遺族が遺産をめぐって紛争を起こすケースは少なくないのです。例えば、図表1に挙げたパターンだと争族が起りやすいといえます。

争族が起きた場合、遺産分割に長い時間がかかってしまうため、相続預金の払戻しがなかなかできません。

なかったり、相続税の納付が期限を超えてしまったりする可能性があり、遺族が困った状況に陥ることもあります。そうしたことを防ぐには、生前の争族対策が不可欠なのです。

②相続税 相続税に関しては「納税資金」と「節税」の2つ課題に分けられます。

納税資金については、相続税は相続発生より10カ月以内に金銭で一括納付することが原則となっています。それが困難な場合は、延納・物納制度がありますが、遺族の負担は大きくなるうえ円滑な相続は望めません。

節税は、相続税の大きな税額負担を軽減し、遺族の生活を守るという目的もあります。図表2のように、対策を行った場合と行わなかった場合とでは、課税額は大きく異なります。課税額が削減できれば、その分遺族の納税負担は軽減できるということです。

これらをお客様に伝え、相続対策を促すことが重要です。

●相続対策のポイントとなる「争族」「相続税」

図表1 争族が起きる可能性が高いケースの例

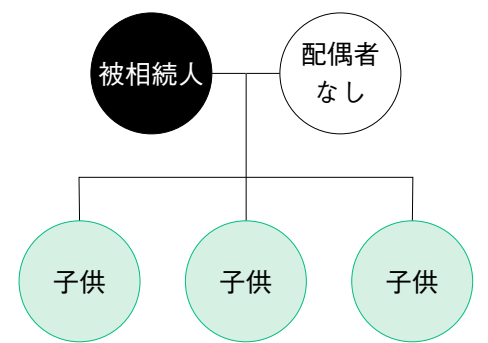
- 本人（被相続人）や親族等が次のような状況の場合、争族が起きる可能性が高くなる
- ◆相続人が配偶者と（本人の）兄弟姉妹である場合
 - ◆分割しにくい財産（不動産や非上場株式等）の割合が大きい場合
 - ◆独身である場合
 - ◆子供同士の仲が悪い、子供間の経済格差が著しい場合
 - ◆同居している子供と、別居している子供がいる場合
 - ◆配偶者と死別し、財産を相続しており、2次相続への備えが必要な場合
 - ◆相続人以外の第三者に財産を譲りたい場合
 - ◆前妻との間に子供がいる場合
 - ◆内縁関係の人がいる場合
 - ◆資産家の場合（事業を営んでいる・賃貸物件を保有している・不動産が多い等）
 - ◆未成年の子供がいる場合
 - ◆介護の必要な家族がいる場合

図表2 相続対策を行った場合と行わなかった場合の税負担の比較

相続対策として生前贈与を毎年継続して行うことで、相続財産を圧縮することができる。何も相続対策を行わなかった場合と比べて税負担額が大きく減少することになる

〈例えばこんなケース〉

- ◆被相続人の保有資産 預金 3億円
- ◆法定相続人 子供 3人



預金3億円を法定相続分で相続した場合

相続税額 5460万円

子供それぞれに毎年500万円ずつ20年間にわたり預金3億円をすべて贈与した場合

贈与税総額 2910万円

2550万円の税負担軽減